

建築法規(Building Code)

担当教員名	内海 哲也	
学科・専攻, 科目詳細	建築学科 5年 後期 1単位 講義	
学科のカリキュラム表	専門科目 必修科目	
共生システム工学の科目構成表	専門工学科目 専門応用系	
学習・教育目標	共生システム工学	C-1(20%) G-2(10%) H-1(70%)
	JABEE基準1(1)	(b)(d)(h)
科目の概要	建築物の設計、工事監理などを行う建築技術者として必要とされる基礎的な建築関連法規に関する知識を修得することを目的とする。建築関係の法令は、多種類にわたり、その表現方法は、多くの事例に適合するように抽象的な記述になっている。また、建築関係の法令は技術法であるために、一般の人にはなかなか読解ができない。従って、本講義では法令用語の読み方、用語の定義などの基礎を説明し、その後建築面積の算出方法、建築高さの算出方法、階の算定、単体規定、集団規定などの基本的事項を学習する。	
テキスト(参考文献)	国土交通省住宅局建築指導課、(財)建築技術者試験研究会編集:「基本建築関係法令集〔法令編〕」、井上書院 日本建築学会:「建築法規用教材」、丸善	
履修上の注意	テキスト(「基本建築関係法令集」、「建築法規用教材」)をいつも用意すること。	
科目の達成目標	(1) 建築物の設計、工事監理などを行う建築技術者として必要とされる基礎的な建築関連法規に関する知識を修得する。 (2) 建築技術者として建築関係法令を遵守することの社会的責任の重要性を理解し、建築関連法規の活用により具体的な建築、都市に関係する課題を解決するための基礎的な能力を修得する。	
自己学習	レポート:建築法規の練習問題。	
目標達成度(成績)の評価方法と基準	合格の対象としない欠席条件(割合)	1/3以上の欠課
	達成目標(1) 建築関係法規の用語の読み方・使い方を理解し、実際の設計・施工などに建築関係法規を応用するための知識を、中間試験(50%)、期末試験(50%)により評価する。 達成目標(2) 建築技術者として建築関係法令を遵守することの社会的責任の理解と、建築関連法規の活用による建築、都市に関係する問題解決に関して、定期試験(30%)、レポート(70%)により評価する。 成績は上記(1)を70%、(2)を30%で評価し、総合評価として60%以上達成したものを合格とする。	
連絡先	sakato@akashi.ac.jp	

授業の計画・内容	
第1週	建築法規を学ぶための基礎(1) 法令用語の読み方、用語の定義などについて説明する。
第2週	建築法規を学ぶための基礎(2) 面積や高さの算定方法、階の算定などについて説明する。
第3週	単体規定(建築基準法)(1) 一般構造、設備について説明する。
第4週	単体規定(建築基準法)(2) 構造強度について説明する。
第5週	単体規定(建築基準法)(3) 構造計算による安全の確保について説明する。
第6週	単体規定(建築基準法)(4) 建築物の防火・避難について説明する。
第7週	単体規定(建築基準法)(5) 建築物の防火・避難について説明する。
第8週	中間試験
第9週	集団規定(都市計画法・建築基準法)(1) 都市計画のあらまし、用途地域について説明する。
第10週	集団規定(都市計画法・建築基準法)(2) 道路と敷地・建築物、建ぺい率について説明する。
第11週	集団規定(都市計画法・建築基準法)(3) 容積率、外壁後退、高さの制限について説明する。
第12週	集団規定(都市計画法・建築基準法)(4) 斜線制限、日影による高さの制限について説明する。
第13週	建築に関する手続きについて 手続きの種類、建築確認、建築許可などについて説明する。
第14週	建築士法、建設業法 建築工事の種類と工法、建設業の種類などについて説明する。
第15週	消防法、宅地造成等規制法 消防法のあらまし、消防用設備など、宅地造成に関する工事などについて説明する。
期末試験	